

人々が集い、にぎわいのある 快適なまち

基本目標 6

【都市基盤】



施策 6-1-1

魅力とにぎわいのある中心市街地の創出

目的

春日部駅周辺が
拠点性の高い快適な中心市街地になること。

関連する行政計画 ▶ [春日部市都市計画マスタープラン](#) [春日部市*立地適正化計画](#)
[春日部市中心市街地まちづくり計画](#)

現状と課題

- 埼玉県東部地域と都心を結ぶ大動脈である*東武スカイツリーラインおよび、埼玉県と千葉県を結ぶ貴重な環状路線である*東武アーバンパークラインは、県東部地域の鉄道交通における大きな役割を果たしています。
- 一方で、この重要な2路線が交差する春日部駅周辺では、鉄道により市街地が東西に分断され、さらに開かずの踏切などにより、スムーズに回遊できないため、市民生活や商業活動を妨げ、本市のさらなる発展を阻害しているものと考えます。
- これらの課題を解決し、県東部地域における中核都市としての拠点性の向上を図るためには、*連続立体交差事業と同事業を契機とした、春日部駅周辺の既存*ストックの更新・再生や、魅力とにぎわいのあるまちづくりが必要です。
- 春日部駅周辺地区は、マンションなどの建設が進み、大規模な商業施設やふれあい拠点施設も立地していますが、小規模な店舗、老朽化した木造住宅が密集した区域も見受けられます。今後は、地区の特性に応じたまちづくりを行うとともに建物の更新を進め、分散している商業核などを結び回遊軸を整備し、にぎわいつくりを図る必要があります。
- さらに、*連続立体交差事業にあわせて行う東西市街地を一体化させるための道路などの整備は、人にやさしい歩行空間の確保を推進し、だれもが安全・安心に中心市街地全体を回遊できるまちづくりが必要です。



施策における取組

春日部駅付近*連続立体交差事業とそれを契機とした一体的なまちづくりの推進

- 春日部駅周辺の総合的な交通の円滑化、市街地の分断の解消、また、将来を見据えた県東部地域における中核都市としての拠点性の強化などを図るため、引き続き、埼玉県、東武鉄道、市の3者においてさらなる連携強化を図り、春日部駅付近*連続立体交差事業を進めます。
- 春日部駅については、*連続立体交差事業にあわせ交通結節機能の強化、東西交通の円滑化、利用者の利便性の向上を図るため、東西自由通路と一体となった駅施設および駅前広場の改築などの整備を推進します。
- *連続立体交差事業により生み出される高架下空間もまちの街区の1つと位置づけ、回遊性の向上が見込まれるよう横断路などを配置するとともに、商業・業務施設・公益利便施設などの導入を推進します。
- 土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、建物の共同化、不燃化、あわせて主要な都市基盤施設の整備を推進します。
- 駅に隣接する市街地は、駅前商業核と都市型住宅ゾーンの形成を図るため、空き店舗の活用や地区の特性に応じた都市基盤整備などを行うことにより、商業を中心とした機能の集約を誘導し、にぎわいの創出を図ります。



- 
■ 多目的に長時間楽しく過ごせる中心市街地を形成するため、自動車から歩行者・自転車を優先したまちづくりを目指し、安全で快適な道路交通ネットワークの整備を進めます。
- 
■ 中心市街地の面的な回遊を生み出すため、都市計画道路など（中央通り線、（仮称）春日部駅東西連絡道路）の整備を進め、あわせて駅と複数の商業核、商店街をつなぐ歩行者動線を形成します。
- 
■ 緑豊かなうるおいのあるシンボル空間を創出するため、恵まれた公共空間を活用し、駅前広場、駅前通り、市役所通りなどの再整備を進めます。
- 
■ 粕壁宿、大落古利根川、彫刻などの地域資源を有効に活用し、歴史・文化を感じる街並みの形成を図るとともに、散策を楽しめる歩行空間を創出します。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①春日部駅周辺は、快適で便利だと思う市民の割合（市民意識調査）	43.0% 2016年度（平成28年度）	51.0% 2022年度（平成34年度）	市民意識調査結果の「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の割合を過半数に向上させることを目標とします。
②春日部駅の乗降客数	73,000人 2016年度（平成28年度）	73,000人 2022年度（平成34年度）	鉄道交通と道路交通の連携強化を図ることで、一日当たりの乗降客数について、現状を維持することを目標とします。

主な事業	事業内容
連続立体交差推進事業	春日部駅周辺にある多数の踏切を除去し、交通渋滞、踏切事故などを解消し分断されている市街地を一体化して、住民や来街者の利便性を高め、中心市街地の活性化を図ります。⇒成果指標①②

市民・地域との協力

- ・*連続立体交差事業や関連基盤整備の施工への理解と協力
- ・中心市街地への車の乗入れを極力控える公共交通への転換
- ・春日部駅付近*連続立体交差事業促進期成同盟会における市民と行政が一丸となった、国・県・東武鉄道に対しての本事業の早期着工・早期完成の要望

春日部市独自の魅力

- ・まちづくり通信を定期的に発行し、市民のまちづくりの機運を盛り上げています。



施策 6-1-2

鉄道駅周辺の更新・再生

目的

鉄道駅周辺が、安全で利便性の高いまちになること。

関連する行政計画 ▶ 春日部市都市計画マスタープラン 春日部市*立地適正化計画

現状と課題

- 今後の社会情勢の変化に対応した持続可能な都市経営を図るため、安全で利便性の高い駅を中心とした新たなまちづくりが必要です。
- 駅周辺に生活利便施設の立地誘導を図り、魅力ある新たなまちづくりを行うことが必要です。
- 南桜井駅周辺では、交通環境の整備が行われましたが、さらなるまちの魅力向上やにぎわい創出のため生活利便施設の立地誘導が必要です。
- 武里駅周辺では、駅利用者の安全性・利便性の向上と、武里団地など既存*ストックの再生を補完するためのまちづくりが必要です。
- 一ノ割駅周辺では、駅周辺の交通環境の基盤整備を進め、駅利用者および周辺住民の安全性・利便性の向上と公共交通との結節機能の強化が必要です。
- 豊春駅周辺、八木崎駅周辺、藤の牛島駅周辺では、駅前広場や駅へのアクセス道路が狭いため、駅利用者の安全性・利便性の向上と公共交通との結節機能の強化が必要です。
- 北春日部駅周辺では、快適・安全・便利な日常生活を支える都市基盤の整備が必要です。



施策における取組

既存*ストック再生への支援促進



- 再生される既存*ストック周辺における安全性・利便性の向上を図るため、道路交通環境などの整備を推進します。

駅周辺への生活利便施設の立地誘導



- 駅利用者の安全性の向上と、駅周辺に生活利便施設の立地誘導を図るため、駅前広場やアクセス道路などの都市基盤整備を推進します。

駅周辺への住宅系土地利用の誘導

- 駅周辺における生活利便施設の立地誘導にあわせ、市内外から人々を呼び寄せ定住化を図るため、住環境の基盤整備を推進します。

地域の中心となる駅周辺まちづくりの推進



- 地域の顔である駅の魅力向上を図るため、駅舎などの鉄道施設の再整備に向けて鉄道事業者との協力体制を強化します。



成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①「安全で良好な市街地の形成」に満足している市民の割合（市民意識調査）	60.7% 2016年度（平成28年度）	69.2% 2022年度（平成34年度）	2016年度（平成28年度）に実施した同調査から、「やや不満」の半数8.5%を「普通」以上の評価へ上昇することを目標とします。

主な事業	事業内容
地域拠点駅まちづくり事業	鉄道駅周辺の都市基盤整備を実施します。⇒成果指標①

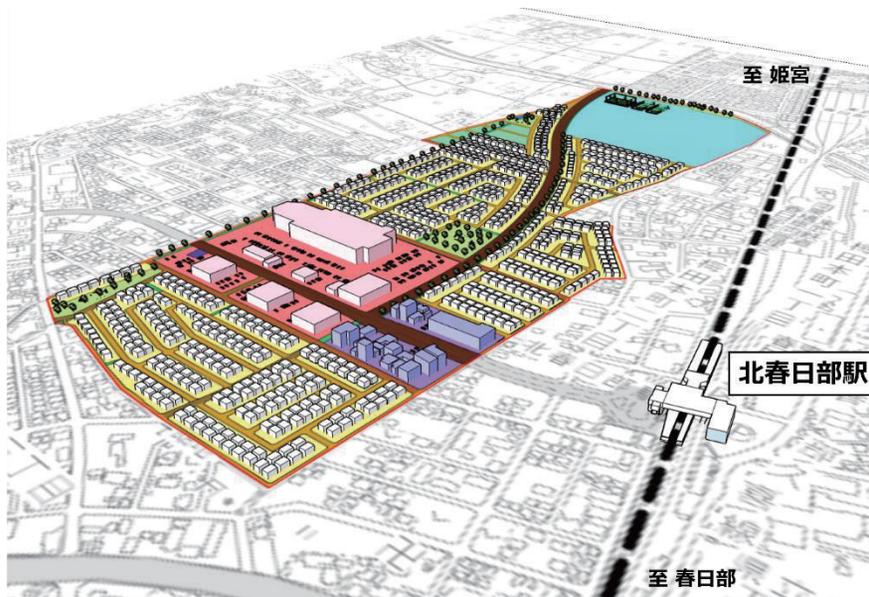
市民・地域との協力

- ・ 地域住民などへの理解と協力による鉄道駅周辺の整備

春日部市独自の魅力

- ・ まちづくり通信を定期的に発行し、市民のまちづくりの機運を盛り上げています。

PLAN 【北春日部駅周辺のまちづくりのイメージ】



整備イメージ図



施策 6-1-3

活力あるまちの創出

目的

人々が集まる、元気なまちになること。

関連する行政計画 ▶ [春日部市都市計画マスタープラン](#) [春日部市*立地適正化計画](#) [春日部市景観計画](#)
[春日部市住生活基本計画](#) [春日部市空家等対策計画](#)

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化は、税収の減少や*社会保障関連経費の増加による市の財政状況への影響、*市街化区域の低密度化によって、市民サービスや都市インフラの維持に支障が出るのが懸念されます。
- このため、これまでの拡散型のまちづくりから駅を中心とした集約型のまちづくりへの転換を図り、公共性と効率性のバランスのとれたまちづくりを行うことが必要です。
- 特に北春日部駅西側は、コンパクトなまちづくりを実現するため、周辺環境と調和した住宅系新市街地の土地利用を形成することが必要です。
- 武里団地では、居住者の高齢化が進展していることから、多様な世代のニーズに合った団地再生への取組が必要です。
- 本市では、*景観アドバイザー制度を導入するなど、周辺環境を考慮して公共建築物などの整備を行っていますが、魅力ある都市づくりを進めるためには、さらに都市空間の質的充実を図っていく必要があります。
- 市街地や住宅地において、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全な空家等が目立ってきています。この中には十分に使える住宅もあるため、これらを効果的に活用するとともに良好な住環境を守るため適切な対応を図る必要があります。
- 地区計画や建築協定制度の適用によって、良好な住環境が保たれている地区もありますが、地域性に考慮した景観づくりを推進することも不可欠なため、今後も引き続き、地域の環境にふさわしい街並みの形成や良好な住環境の整備を図っていく必要があります。



施策における取組

新たな拠点の地域特性に応じた土地利用の推進

- 北春日部駅周辺の高い立地環境を生かし、子育て世帯や高齢者世帯にとって生活しやすい戸建て住宅を中心に、医療や福祉、商業等の生活サービス施設が充実したまちづくりの誘導に努めます。

武里団地の*リノベーションの促進

- 豊富な*ストックを有する武里団地の住環境を維持しながら、多様な世代のニーズに対応した*リノベーションの促進を図り、子育て世代に選ばれる住まいづくりや高齢者が安心して住み続けられる住まいづくりを、*UR都市機構と連携を図ります。
- 官学連携事業を推進し、高齢化が進んでいる武里団地に新風を吹き込み、にぎわいと多世代交流の機会づくりを支援します。
- 武里団地の住民や*UR都市機構、大学などと連携・協力して、若い世代や子育て世代、高齢者などあらゆる世代が安心して住み続け、また、住みたくなる魅力的な団地を目指し、さまざまな取組を推進します。



魅力ある良好なまちの整備促進

- 地域の問題解決に向けた自主的な活動が促進されるよう、地域住民主体のまちづくりに対する支援を行います。
- 都市計画手続条例および景観条例を活用し、地区まちづくりおよび景観まちづくりに合わせた自主的なルールを提案できるようにするとともに、そのルールに基づくまちづくりを推進します。
- 良好な景観形成と風致の維持のため、広告物などの規制や、街並みを保全・創出するためのルールづくりを進めます。
- 景観条例を活用し、地区のまちづくりにあわせた景観計画重点地区の指定促進を図ります。
- 公共施設の整備においては、引き続き専門家による*景観アドバイザー制度を活用し、魅力ある景観の創出を図ります。
- 市民主体で街並みやふるさとの景観を創出・保全していくため、普及啓発活動により景観に対する理解と協力を促進するとともに、地域住民主体による景観づくりに対する支援を行います。

空家の有効活用

- 市街地の更新・再生に向けた取組に向け、空家の既存*ストックを活用した快適で安全な居住環境の維持・更新を図るため、空家の適切な情報発信を行っていくなど空家の効果的な利活用を促進します。
- 適正な管理が行われていない空家等は、老朽化による倒壊や、火災・犯罪の誘発等、近隣住民への生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、空家等の状況を適切に把握し、「春日部市空家等対策計画」に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

魅力ある生活利便施設の誘導促進

- 民間企業等と連携を図りながら、空き店舗を活用した生活利便性施設の立地誘導を促進します。
- 地域生活の利便性や快適性の向上に資する商業環境の形成を図ります。
- 交通の利便性に応じた商業施設の適切な*誘導を図ります。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①「市民が主体となったまちづくりの推進」に満足している市民の割合（市民意識調査）	67.1% 2016年度（平成28年度）	70.6% 2022年度（平成34年度）	2014年度（平成26年度）に実施した同調査の水準（70.6%）まで回復させることを目標とします。

主な事業	事業内容
北春日部駅周辺地区のまちづくり事業	地元組織とともに選ばれる魅力的なにぎわいのあるまちを目指して、計画的な土地利用や環境整備に*協働して取り組みます。⇒成果指標①
地域まちづくり支援事業	地域住民が主体となって、その地域の特性を生かした魅力あるまちづくり（地区まちづくりおよび景観まちづくり）を推進します。⇒成果指標①

市民・地域との協力

- ・北春日部駅周辺地区の計画的な土地利用に向けたまちづくりの推進
- ・かすかべ大通り沿道地区において特色を生かした景観まちづくりの推進

春日部市独自の魅力

- ・安心・安全に暮らせる地域づくりや住環境の向上を進めています。



施策 6-2-1

計画的な土地利用の推進

目的

職と住居が近接した、コンパクトで魅力的なにぎわいのあるまちをつくること。

関連する行政計画 ▶ 春日部市都市計画マスタープラン 春日部市*立地適正化計画

現状と課題

- 全国的に住宅や店舗などの郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地となっています。
- 拡散した市街地では、自動車を運転できなくなった高齢者は、日常生活を送ることが困難となるおそれがあります。
- 市内で働く人々が、近接した場所に居住できる、利便性の高い暮らしが求められています。
- 国道4号、国道16号、国道4号バイパスおよび*東埼玉道路沿道の*市街化調整区域では、交通便利性の高さを生かした、計画的な立地誘導を図ることが必要です。
- 既存市街地においては、長期末着手の*土地区画整理事業があり、都市基盤の整備などが立ち遅れていることから、地区計画などの新たな整備手法によるまちづくりを進め、これらの地区の基盤整備を推進する必要があります。
- *土地区画整理事業施行中である西金野井第二*土地区画整理事業は、1991年（平成3年）3月の事業開始より長期間が経過しているため、早期完了が求められています。



施策における取組

多極ネットワーク型*コンパクトシティの形成

- 鉄道駅を中心に、利便性が高く日常生活に寄り添った魅力・活力ある拠点的形成し、既存*ストックを活用した快適で安全な居住環境の維持・更新を図ります。
- 新たな雇用の創出に向けた取組や、各世代のニーズにマッチした戦略的な市街地の更新・再生と住み替え施策を図ります。

交通の利便性に応じた、産業集積土地利用の推進

- 庄和I.C.周辺は、産業集積土地利用を推進し、産業拠点の形成を図ります。
- 国道4号、国道16号等*広域幹線道路の沿道は、駅周辺等の商業との調和や後背地の住宅・営農環境に配慮し、交通の利便性に相応した商業施設、流通施設等による適切な沿道利用を図ります。
- 国道4号バイパス沿道（庄和I.C.周辺以南）および国道16号沿道（増戸地区）は、新たな産業集積土地利用について検討を図ります。
- 社会情勢の変化に伴う土地利用の動向を把握し、適切な用途地域の指定を推進します。また、地域の実情に即したまちづくりを進めるため、必要に応じて都市計画の見直しを行います。

公共交通の利便性が高い市街地への住み替えの促進

- 北春日部駅周辺地区では、駅に近接する立地環境を生かし、市内で働く人々の居住の受け皿として、利便性の高い低層住宅を中心とした住環境を整備します。



土地利用の適正な規制と誘導

- 拡散型の都市構造から、集約型の都市構造への転換を図ります。
- 開発許可制度の運用により、都市計画などに定められた土地利用の適正性を確保するとともに、開発行為の態様に応じた公共施設等の整備を義務付け、良好な宅地水準の確保と無秩序な開発の抑制を図ります。
- 緑豊かで良好な自然環境を有する*市街化調整区域では、宅地化の進行による生活環境への負荷の増大や行政サービスの非効率化を防ぐため、宅地開発などによる郊外部への市街地の拡散を抑制するとともに、都市基盤が整った*市街化区域への土地利用の誘導を図ります。

長期未着手事業の解消

- 長期未着手の西金野井第一*土地区画整理事業地区を、地区計画などの新たな整備手法によるまちづくりへ転換を図ります。

西金野井第二*土地区画整理事業の推進

- 残事業を精査し、コスト縮減に努め早期完成をめざします。
- 事業に対する関係権利者との理解を深め、事業推進に努めます。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①「計画的な土地利用の推進」に満足している市民の割合（市民意識調査）	61.2% 2016年度（平成28年度）	77.1% 2022年度（平成34年度）	2014年度（平成26年度）に実施した同調査の水準（77.1%）まで回復させることを目標とします。
②区画整理事業から地区計画など新たな整備手法への転換面積	52.7ha 2016年度（平成28年度）	84.1ha 2022年度（平成34年度）	長期未着手の西金野井第一*土地区画整理事業地区を、新たな手法へのまちづくりに転換を図ることを目標とします。

主な事業	事業内容
北春日部駅周辺地区のまちづくり事業	地元組織とともに選ばれる魅力的なにぎわいのあるまちを目指して、計画的な土地利用や環境整備に*協働して取り組みます。⇒成果指標①
土地区画整理事務	長期未着手地区の整備手法の検討を行い、地区内住民への建築制限などの負担軽減を図り、災害に強く安心・安全な住環境の整備を推進します。⇒成果指標②

市民・地域との協力

- ・ 地域住民などへの理解と協力による事業推進

春日部市独自の魅力

- ・ 本市には東西南北に鉄道があり、バランスよく配置された駅を中心に市街地が形成されています。また、これを補完するバス交通のネットワークが形成されています。



施策 6-2-2

世代がつながる居住環境の推進

目的

すべての世代が
より良い住環境で安心して暮らせること。

関連する行政計画 ▶ [春日部市都市計画マスタープラン](#) [春日部市*立地適正化計画](#) [春日部市住生活基本計画](#)
[春日部市空家等対策計画](#) [改定春日部市建築物耐震改修促進計画](#)

現状と課題

- 全国的に、子育て世帯が狭小な住宅に住む一方で、高齢者世帯が広い住宅を持て余しているなどの住宅のミスマッチが生じています。今後は、中古住宅などの既存*ストックを活用し、各世代のニーズに対応した快適で安全な居住環境の形成を進める必要があります。
- 市街地や住宅地において、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全な空家等が目立ってきています。この中には十分に使える住宅もあるため、これらを効果的に活用するとともに良好な住環境を守るため適切な対応を図る必要があります。
- 市営住宅は、建物の老朽化および構造上の問題などから、*バリアフリー改修について、団地の状況に応じて順次進めています。今後も、だれもが利用しやすい居住環境を目指し、計画的に*バリアフリー化を進める必要があります。
- 耐用年数を超えている建物の老朽化や施設設備の陳腐化が進んでいる市営住宅では、特に子育て世帯や高齢者世帯に対応し、生活スタイルにマッチした住宅の供給が必要となります。
- 想定される大規模地震によって、耐震性能が確保できていない住宅等が倒壊したり、倒壊によって緊急輸送道路を封鎖するなどの二次的被害の軽減を図れるよう、住宅等の耐震化を進めることは、安心できる住環境を形成するうえで必要です。



施策における取組

世代がつながるまちの推進

- 中古住宅などの既存*ストックを活用し、子育てに適した手頃でゆとりある良質な住宅への住み替えや、市外に住む子育て世帯の市内回帰を推進します。
- 親と子、そして孫の三世代が近くに住み、ふれあうことで、それぞれ経済的にも精神的にも、さまざまな面で助け合うことができる「三世代がつながるまち」を目指して、子育て世代と親世代をつなげるためのサポートを推進します。

空家の有効活用



- 市街地の更新・再生に向けた取組に向け、空家の既存*ストックを活用した快適で安全な居住環境の維持・更新を図るため、空家の適切な情報発信を行っていくなど空家の効果的な利活用を促進します。
- 適正な管理が行われていない空家等は、老朽化による倒壊や、火災・犯罪の誘発等、近隣住民への生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、空家等の状況を適切に把握し、「春日部市空家等対策計画」に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。



市営住宅の適切な管理

- 居住を安定して確保するため、子育て世帯や高齢者世帯など多様な居住ニーズに対応した公営住宅の供給を推進します。
- 高齢者などへの対応を図るため、*バリアフリー化を進め、居住環境の維持・向上を推進します。
- 市営住宅需要変動に柔軟に対応するため、民間賃貸住宅等の借り上げ方式による市営住宅の整備を推進します。

耐震改修の促進

- 地震災害から市民の生命財産を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、「改定春日部市建築物耐震改修促進計画」に基づき、市有建築物や民間建築物の耐震化を推進します。
- 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を支援します。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①三世代近居をはじめた世帯/年度	194世帯 2016年度（平成28年度）	200世帯 2022年度（平成34年度）	2016年度（平成28年度）に比べ年間1世帯ずつ増やすことを目標とします。
②管理不全空家等の改善数	1108件 2016年度（平成28年度）	997件 2022年度（平成34年度）	2016年度（平成28年度）に比べ年間2%ずつ減らすことを目標とします。

主な事業	事業内容
ふれあい家族住宅購入奨励事業	親世帯と近くに居住するために初めて住宅を取得した子世帯に対し、諸要件を満たした場合に登記費用の一部を支援することで、地域の活性化・定住の促進を図ります。⇒成果指標①
空家等対策推進事業	空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。⇒成果指標②

市民・地域との協力

- ・市民、事業者および土地建物所有者などと*協働して啓発や活動を行う体制づくり

春日部市独自の魅力

- ・三世代近居で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

INFO 【ふれあい家族住宅購入奨励事業】

いつもそばにいるから、
できることがある。



施策 6-3-1

公共交通ネットワークの形成

目的

だれもが公共交通を便利に利用できること。

関連する行政計画 ▶ [春日部市都市計画マスタープラン](#) [春日部市*立地適正化計画](#)
[春日部市地域公共交通網形成計画](#)

現状と課題

- 社会情勢の変化に対応し、また、公共交通の*バリアフリー化を進め、高齢者に利用しやすい環境整備を進めることで、公共交通の利用者数を維持し、持続的な公共交通ネットワークの形成が求められています。
- 視覚に障がいのある人も安心して出歩けるように、鉄道駅の*バリアフリー化が求められています。
- 自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、今後のまちづくりと連携した、多極ネットワーク型*コンパクトシティを支える交通ネットワークを形成する必要があります。
- 鉄道駅は市内に 8 駅あり、*東武スカイツリーラインおよび*東武アーバンパークラインが交差し、春日部駅で結節しています。いずれの路線も、首都圏における放射方向の大動脈として、また広域交流を支援する拠点間・都市間の交通手段として重要な役割を担っています。
- 公共交通機関の利用促進を図るとともに、関係機関に対し利便性の向上および輸送力の増強を働きかけていく必要があります。



施策における取組

利便性の高い公共交通ネットワークの形成

- 各駅周辺をはじめとする都市環境の変化に対応した、利便性の高い公共交通ネットワークの形成を行っていきます。
- 路線バスについても、利便性の高い路線設定や運行本数の確保など、サービスの充実に向けて関係機関に働きかけます。
- *春バスは、鉄道や路線バスの補完を行い、また、公共交通空白地域への交通サービスを確保するなど、公共交通ネットワークの充実を図ります。
- 地域の公共交通については、交通事業者や地域の代表者などで組織する法定協議会「春日部市地域公共交通活性化協議会」において協議を行い、本市の公共交通の充実を推進していきます。

路線バス・*春バス車両の周知

- *春バスの周知、認知度の向上と*シティセールスの推進を目的として、アニメキャラクター等のラッピング車両の運行を行います。
- 市が主催、共催、後援するイベントにおいて、*春バス車両の展示などを行い、バスの周知を図ります。
- *市民の日記念イベントにおいて、民間企業と*協働して市内公共交通のPRを実施し、利用促進を図ります。



バスまちスポット、まち愛スポットの登録

- バス停の周辺地域に休憩できる施設などを登録し、気軽に出歩くことができる環境を推進します。

ノンステップバスの導入

- *春バス車両や民間路線バス車両に、高齢者や障がい者も乗降しやすくなるよう、ノンステップバスの導入を進めます。

鉄道による輸送力強化の促進

- 春日部駅付近における鉄道の高架化や、*東武アーバンパークラインの春日部駅以東の複線化などの輸送力増強について、沿線市町と連携・協力し、広域的な体制で整備促進に努めます。
-  だれもが利用しやすい公共交通機関の整備を図るため、交通結節点としての駅や駅前広場における交通施設などの整備を促進します。
- 鉄道事業者をはじめとした関係各機関との連携を強化し、既設線を利用した相互直通運転など、広域的な鉄道ネットワークの充実を目指します。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①鉄道・バスの1日平均乗降客数	172,000人 2016年度（平成28年度）	172,000人 2022年度（平成34年度）	市内公共交通の利便性を図ることで、鉄道・バスの1日平均乗降客数について、現状を維持することを目標とします。
②ノンステップバス導入台数	29台 2016年度（平成28年度）	39台 2022年度（平成34年度）	市内を運行するバスについて、ノンステップ化を目標とします。 ※ノンステップ化希望車両対象

主な事業	事業内容
*コミュニティバス運行事業	市民の交流を促進するとともに、主要公共施設などへの交通手段の確保と、中心市街地へのアクセスを向上させるため、*コミュニティバスを運行します。また、地域の公共交通について協議を行うため春日部市地域公共交通活性化協議会を開催します。⇒成果指標①
鉄道整備促進事業	沿線地域市町、国、県および鉄道事業者の協力体制により、既設線を利用した相互直通運転など、広域的な鉄道ネットワークの充実や、鉄道の高架化や複線化などの輸送力増強について整備促進に努めます。⇒成果指標①
ノンステップバス導入促進費補助金	路線バスの*バリアフリー化を促進するために超低床ノンステップバスの導入を行う路線バス事業者に対し、補助金を交付します。⇒成果指標②

市民・地域との協力

- ・ 持続可能な公共交通のための公共交通への理解と利用を通しての協力

春日部市独自の魅力

- ・ 市内外の人に広く親しまれるよう、クレヨンしんちゃんをデザインしたラッピングバスの運行を行い、PRを行っています。



施策 6-4-1

円滑に移動できる幹線道路の整備

目的

道路利用者が
円滑かつ安全に移動できるようにすること。

関連する行政計画 ▶ 春日部市都市計画マスタープラン 春日部市*立地適正化計画 春日部市景観計画
春日部市都市インフラマネジメント計画 春日部市橋りょう長寿命化修繕計画

現状と課題

- 市民の活動範囲の広域化と車社会の進展に伴い、道路の果たす役割はますます重要になっています。
- 利用者が円滑かつ安全に移動でき、都市機能の向上に必要な幹線道路の整備が求められています。一方で長期的に未整備になっている都市計画道路については、社会情勢の変化等を考慮するとともに、長期的視点からその必要性について、再検討を行う必要があります。
- *広域幹線道路については、庄和 I.C.に接続される*東埼玉道路のほか、大場大枝線や上野長宮線の整備促進などが求められています。
- 本市の道路施設や橋りょうは、近い将来、老朽化が顕著になり、集中的に更新時期を迎えます。そのため、中長期的な視点から、財政面を踏まえた持続可能な管理手法への転換を図った計画的な維持管理が求められています。



施策における取組

都市計画道路の整備推進

- 都市計画道路については、都市計画マスタープランや都市計画道路の検証・見直し方針に基づき、道路ネットワークの構築を考慮しながら整備を推進します。



- 武里内牧線および中央通り線の未整備区間については、早期完成を目指します。

*広域幹線道路の整備促進（国道・県道）



- *東埼玉道路については早期完成に向けての整備と圏央道までの延伸を積極的に国へ働きかけていきます。



- 大場大枝線や周辺市町と連絡する上野長宮線の早期完成などを関係機関に対して引き続き要望していきます。

幹線道路の整備による都市機能の向上



- 春日部市地域防災計画に基づき、緊急輸送、避難路等の機能を有する防災効果の高い道路空間を創出します。

- 道路照明灯には*LED照明灯など、環境に配慮した器具を積極的に採用します。

- 自転車の安全かつ快適なネットワークを検討します。

- *ユニバーサルデザインの導入を図り、高齢者や障がい者にもやさしい道路空間を創出します。

- 春日部市景観計画に基づき、春日部駅の東西、南桜井駅の南北の駅前通り沿道については、景観形成によるシンボル軸として、風格と個性を感じる景観形成を図ります。



都市インフラマネジメント計画による道路施設の維持管理の推進

- 都市インフラマネジメント計画に基づき、維持管理費用の縮減と平準化を図ります。主要道路は、施設の劣化状態を把握し、*予防保全型的手法により計画的な維持管理を推進します。

橋りょうの長寿命化修繕の推進

- 橋りょうの定期点検を5年サイクルで実施することにより現状を把握し、予防的な修繕によって道路ネットワークの安全性・信頼性を向上させ、長寿命化・耐震化を推進します。

河川事業に伴う橋りょう整備の推進

- 冠水被害の低減を目的とした河川改修に伴う橋りょうの整備を推進します。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①「円滑に移動できる幹線道路の整備」の満足度平均スコア（市民意識調査）	2.777 2016年度（平成28年度）	2.777以上 2022年度（平成34年度）	市民意識調査における満足度平均スコアを現状値以上にすることを目標とします。

主な事業	事業内容
武里内牧線整備事業	武里内牧線の未整備区間について整備を行います。⇒成果指標①
大場大枝線整備事業（県営事業負担金）	県が実施する大場大枝線事業費の一部を負担します。⇒成果指標①
中央通り線整備事業	中央通り線の未整備区間について整備を行います。⇒成果指標①
街路整備事務	*東埼玉道路について、事業主体である国土交通省に対して引き続き要望します。⇒成果指標①

市民・地域との協力

- ・*アダプトプログラムにより地域による快適で美しい道路環境づくりの推進支援
- ・*ふるさとかすかべ応援寄附金による、ふじ通り藤棚修景事業の推進

春日部市独自の魅力

- ・ふじ通り藤棚修景事業により、藤棚を改修するとともに*ふるさとかすかべ応援寄附金のお礼品としてふじ通りに銘板を設置しています。
- ・藤についての知識や親しみをさらに高めるために藤の育て方やメンテナンス方法等の相談を受ける「藤の窓口」を設置しています。
- ・*ユニバーサルデザインを導入し、地域に応じた道路整備（照明や案内標識など）を進めていきます。



施策 6-4-2 安心・安全に通行できる生活道路の整備

目的

市民が市内の生活道路を
安心・安全に通行できるようにすること。

関連する行政計画 ▶ 春日部市都市インフラマネジメント計画

現状と課題

- 身近な生活道路は市民生活に不可欠な道路であり、安心・安全を第一とした整備が求められています。特に、近年は高齢者による交通事故が増えており、子どもから高齢者まで、だれもが安心して通行できる生活道路の整備が求められています。
- 生活道路は、住宅地へのアクセス機能だけではなく、災害時の避難路や緊急車両の進入路としての役割を担っています。そのため、特に狭い道路においては、沿道住民の理解と協力を得ながら、早期に拡幅整備する必要があります。
- 住宅地内の生活道路では、幹線道路の抜け道として使われている箇所があり、地域住民の安全を脅かしています。各道路の位置づけや役割を明確にし、その役割に応じた幅員確保および道路施設の充実や速度規制等のゾーン対策が求められています。
- 通学路周辺の状況は常に変化することから、学校を中心にPTA、自治会および警察と連携し、危険箇所の安全対策を行い、登下校時における児童生徒の安全確保に努める必要があります。
- 道路施設の老朽化に伴い、維持管理に要する費用が増加しています。そのため効率的で持続可能な維持管理を行う必要があります。



施策における取組

生活道路の整備促進

- 住宅地域へのアクセスや、緊急車両の進入路、避難路を確保するため、地域の主要な生活道路を中心に、6メートル未満の道路の拡幅や新設改良を推進します。
- 住宅密集地においては、水路用地を活用した避難通路の整備を促進し、災害に強い道路環境の整備に努めます。

交通安全施設の整備促進

- 交通事故を未然に防ぎ、安全な道路環境を形成するため、ガードレールや縁石ブロックなどの交通安全施設の設置や、*ゾーン30などの面的な整備により、交通安全施設の整備を推進します。

道路施設の適切な維持管理

- 事故防止と利便性の向上のため、道路施設の改善、側溝の改修などを推進します。
- 道路パトロールや市民から寄せられる情報に基づき、道路施設の迅速かつ適切な維持管理に努めます。
- 業務の適正・合理化を図るため、基準点や道路台帳の維持管理を充実するとともに、電子計算処理システムの整備に努めます。また、道路の管理区分を明確化のため、道路境界標などの設置を行います。
- 道路施設を将来に渡り、持続的に維持管理するため、適切なコスト管理と長寿命化を図ります。



開かずの踏切などの安全対策の推進

- 開かずの踏切（春日部駅付近*連続立体交差事業区間を除く）などの安全対策については、特に自転車・歩行者の通行が著しい踏切について、優先度が高いとされた踏切から、鉄道事業者と調整を図り、地域の実情に応じた対策を推進します。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①「安心安全に通行できる生活道路」への満足度平均スコア（市民意識調査）	2.689 2016年度（平成28年度）	2.689以上 2022年度（平成34年度）	市民意識調査における満足度平均スコアを現状値以上にすることを目標とします。
②道路改良率	64.1% 2016年度（平成28年度）	66.5% 2022年度（平成34年度）	2011年度（平成23年度）から2016年度（平成28年度）までの実績値を参考にして、2017年度（平成29年度）から2022年度（平成34年度）までの予測値を算出し66.5%を目標とします。
③舗装率	84.5% 2016年度（平成28年度）	85.5% 2022年度（平成34年度）	2011年度（平成23年度）から2016年度（平成28年度）までの実績値を参考にして、2017年度（平成29年度）から2022年度（平成34年度）までの予測値を算出し85.5%を目標とします。

主な事業	事業内容
道路整備事業	生活道路や歩道および交通安全施設の整備を行い、交通安全の充実および利便性向上を図ります。⇒成果指標①②③
生活道路拡幅整備事業	市民の安心・安全な通行と緊急車両の進入路、災害時の安全な避難路確保のため、市民の協力のもと、開発行為・建築行為を行う場合は、生活道路6メートルでの整備を進めます。⇒成果指標①②③
道路施設維持管理事業	緊急を要する道路の維持管理および道路パトロールによる危険箇所の早期発見、さらに、効率的で計画的な維持管理を実施することにより、交通安全の向上を図ります。⇒成果指標①

市民・地域との協力

- ・ 市民からの情報提供や地元企業等との「道路の損傷、危険箇所等の情報提供に関する協定」締結による、市・市民・地元企業等が協力した市内道路の安全確保への対応

春日部市独自の魅力

- ・ 市民の安心・安全な通行と緊急車両の進入路、災害時の安全な避難路確保のため、市民の協力のもと、開発行為・建築行為を行う場合は、生活道路6メートルでの整備を進めています。



施策 6-4-3 親しみのある公園の形成と緑化の推進

目的

市民が、親しみのある緑豊かな生活環境の中で安らげること。

関連する行政計画 ▶ [春日部市都市計画マスタープラン](#) [春日部市緑の基本計画](#)
[春日部市都市インフラマネジメント計画](#)

現状と課題

- 公園、緑地、緑道は、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場として、市民生活にうるおいを与えるとともに、災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。
- 「春日部市緑の基本計画」に基づき、市民と行政が一体となって緑地の保全や緑化を推進しています。今後も引き続き、行政による企業・団体、市民の緑化活動への支援を行い、緑化を促進させる必要があります。
- 本市の公園の整備状況は、2016年度（平成28年度）末で、都市公園が222カ所、広場が153カ所あり、市民一人当たりの公園面積（整備済公園・広場）は4.38㎡となっています。また、市立医療センターの建設により移転が計画されている中央町第1公園の整備が必要となっています。
- 人口減少・少子高齢化が進展する中、子育てしやすいまち、高齢社会に対応したまちの実現のため、子どもから高齢者まで幅の広い世代が一緒にふれあえるよう、利用者のニーズにあった公園へのリニューアルが求められています。
- 公園施設の老朽化が進んでおり、更新時期の集中を避けるため、既存施設の有効活用や長寿命化を図るとともに、維持、改修、更新費用の軽減、平準化を図る必要があります。
- 公園の再編や新たな利活用により、*ストック効果をより高めるとともに、将来的な*ライフサイクルコストの縮減に努める必要があります。



施策における取組

「春日部市緑の基本計画」に基づく計画的な緑の保全・緑化の推進

- 緑豊かな貴重な自然空間として、田園地帯・台地・河川沿いにおける樹林地、市街地の大径木、社寺林および緑地の保全に努めます。
- 自然環境の残る緑地や、大落古利根川をはじめとする河川沿いを有効活用した、緑道や遊歩道などの水辺空間・緑地空間の保全に努めます。
- 公共施設の敷地内の緑化を推進します。
- 良好な都市環境の形成を図るため、*生産緑地の保全、追加指定に努めます。

都市公園の充実

- にぎわいや集いの場を提供し、新たなまちのシンボルを形成するとともに、市立医療センターと一体感を持った空間整備、防災機能を備えた中央町第1公園の整備を推進します。
- 県と連携して、「みどりの再生」のシンボルとなる新たな森公園の整備を促進します。



都市インフラマネジメント計画による公園施設の維持管理の推進

- 「春日部市都市インフラマネジメント計画」に基づき、予防保全型の管理を行う公園施設について、公園施設の長寿命化を図るとともに、公園および公園*ストック機能の再編を図ります。
- 長期にわたり未整備の都市計画公園については、公園や緑地の機能等を考慮し、その必要性の再検討を行います。
- 公園の施設や遊具について安心して利用できるよう点検や改修を行います。
- 美観や防犯の観点から、公園・緑地内の樹木や生垣などの適切な維持管理を推進します。

市民参加による緑の保全・創出

- 市街地に分布する良好な樹木や緑地に残る樹木を保存樹木として指定し、その保全のための助成を行います。
- 民有地における緑化を奨励し、市民と行政が一体となって緑化を推進します。
- 小学生の健全育成のために、土と親しむ機会の提供や花への理解を図ることを目的として、小学生による草花の種まきを推進します。

市民参加による公園づくりと維持管理

- 公園における花植えや樹木の剪定、清掃などについて、地域住民による自主管理やボランティアの活用など、市民との*協働による管理体制づくりを進めます。
- 市民のニーズにあわせた公園の再整備や充実化を図るため、市民参加による公園づくりを進めます。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①リニューアル公園の利用頻度増加	42.1% 2016年度（平成28年度）	46.1% 2022年度（平成34年度）	これまで実施したリニューアル公園の利用頻度増加率の平均値を、現状値以上にすることを目標とします。
②リニューアル事業WEBアクセス数	1,205件 2016年度（平成28年度）	1,808件 2022年度（平成34年度）	市公式ホームページ「リニューアル事業」への年間アクセス件数を5年で1.5倍（10年で2倍）にすることを目標とします。

主な事業	事業内容
子育てふれあい公園リニューアル事業	子どもから高齢者までが一緒にふれあえる公園として、公園のリニューアルを行います。 地域のニーズにあわせた公園の再整備のため、市民参加による公園づくりを行います。 ⇒成果指標①②

市民・地域との協力

- ・「春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例」に基づく、市民が所有・管理する土地の積極的な緑化および地域の緑化推進
- ・自治会等による公園等の除草、清掃などの維持管理への協力

春日部市独自の魅力

- ・市内公園のみどころや季節ごとの花の開花状況など、市公式ホームページを通じて発信しています。
- ・公園施設への寄付を募ることで、公園への愛着を高め、公園の魅力をもっとPRしています。
- ・地域住民と一緒に整備プランを考える「子育てふれあい公園リニューアル事業」を進めています。



施策 6-4-4

総合的な治水対策の推進

目的

市民が安心して生活できるよう、
浸水被害を軽減すること。

関連する行政計画 ▶ 春日部市都市インフラマネジメント計画

現状と課題

- 近年、大型化する台風や局地的な大雨は増加傾向にあります。このような大雨により河川の流下能力を超えて河川が満水となり、内水被害が発生しています。
- 高度成長期以降の急速な宅地化に伴い、浸水被害が発生している状況であるため、雨水の保水・遊水機能の確保が必要です。
- 雨水の流末となる国や県の管理する河川の整備にあわせて、市の管理する河川・水路の整備を行い、排水対策を行う必要があります。
- ポンプ場などの施設の多くは、昭和 40 年～50 年代に整備されたことから、近年では老朽化が顕著になってきている施設も多く、近い将来集中的に再整備する必要があります。
- 大規模地震発生の危険性が高まる中、ポンプ場施設の地震対策が進んでいないことから、既存施設の耐震化に取り組む必要があります。
- 首都圏外郭放水路の完全通水により、台風や局地的大雨による浸水被害が大幅に軽減されていますが、江戸川の堤防強化事業をはじめ、国・県管理の河川改修の整備促進が課題となっています。



施策における取組

*100mm/h 安心プラン等の推進

- 低平地における浸水被害の解消のため、ポンプ場、排水路等の整備を推進します。
- *100mm/h安心プランに位置づけている準用河川安之堀川の整備、谷原・大沼地区の雨水対策等を推進します。

ポンプ場耐震補強整備の推進

- 大規模地震を受けてもポンプ施設の機能確保ができるよう、施設の耐震補強を図ります。
- 耐震補強に際し、影響度、緊急性、効率性等から施設の優先度を定め、建築構造物等の耐震補強を推進します。

都市インフラマネジメント計画による、河川施設の維持管理の推進

- 都市インフラマネジメント計画に基づき、維持管理費の縮減と施設の長寿命化を図る計画的な維持管理を推進します。
- 今後老朽化するポンプ場や河川施設について、計画的な設備の更新と、施設の長寿命化のための修繕等を推進します。



開発行為等における雨水流出抑制対策の推進

- 敷地内の雨水が河川や水路への流出を抑制するため、敷地内浸透や一時雨水貯留施設の設置を推進します。

国・県管理の河川改修・堤防強化の推進

- 国・県の管理する河川の整備を推進することにより、台風や集中豪雨などによる浸水被害の軽減を図ります。
- 江戸川・利根川の堤防強化の促進を図り、災害に強い河川環境を推進します。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①*100mm/h安心プランで実施する事業における雨水処理量	5.36m ³ /s 2016年度（平成28年度）	11.44m³/s 2022年度（平成34年度）	備後西ポンプ場と準用河川安之堀川の整備後の排水能力を目標とします。
②雨水流出抑制施設の抑制量	95,798m ³ 2016年度（平成28年度）	107,800m³ 2022年度（平成34年度）	2003年度（平成15年度）以降の開発行為等による流出抑制実績を目標とします。

主な事業	事業内容
治水対策事業	準用河川を改修整備することにより、浸水被害の軽減を図り、安全で安心の生活環境を確保します。⇒成果指標①②
下水道事業（雨水）	公共下水道（雨水）に位置づけられたポンプ場の機能維持を図り、安定的な内水排除を行うため、機械電気設備などの整備や雨水幹線の築造を進めます。⇒成果指標①

市民・地域との協力

- ・ 市民との*協働による江戸川堤防の清掃活動（江戸川クリーン大作戦）
- ・ *100mm/h 安心プランに位置づけた地域との*協働による、*ハザードマップ作成や訓練などの水防活動

春日部市独自の魅力

- ・ 本市では、国の制度である「*100mm/h 安心プラン」に登録して県と一層の連携を図った治水対策に取り組んでいます。

PHOTO 【大落古利根川】



施策 6-5-1

安全で安定した水の供給

目的

市民が安全で安定した水を利用できるようにすること。

関連する行政計画 ▶ 春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）

現状と課題

- 本市の上水道は、1954 年（昭和 29 年）に給水を開始して以来、給水区域や施設規模の拡張を重ねてきましたが、今後は、水需要の減少等に伴い資産規模の適正化を図っていくことが求められています。
- 水需要の減少、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大、東日本大震災を踏まえた災害対策などの課題を抱え、時代や環境の変化に的確に対応し、将来にわたって安全で安定した水を市民に供給していくことが求められています。
- 安全で安定した水を供給していくため、「安全」「強靱」「持続」を柱にした「春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）」に基づき、計画的に事業の推進を図る必要があります。



施策における取組

安全で安定した水道水の供給

- 市民に安心して水道水を利用してもらうため、法令で定める水質基準項目のほか水質管理目標設定項目に関しても水質検査を実施し、安全な水を供給します。
- 法定耐用年数を超過した老朽管を計画的に更新し、安定した水の供給を図ります。
- 漏水防止対策を引き続き実施し、漏水を未然に防止するなど、*有収率の向上に努めます。

災害対策の充実

- 地震等の災害時における水道水を確保するため、浄水場施設や配水池などの耐震化を図ります。
- 災害時の被害を最小限にするために、耐震性に優れた水道管を布設し、耐震化を図っていきます。

経営の健全化

- 将来にわたって安定的に事業を継続していくために、「春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）」に基づき、健全な経営を継続していきます。



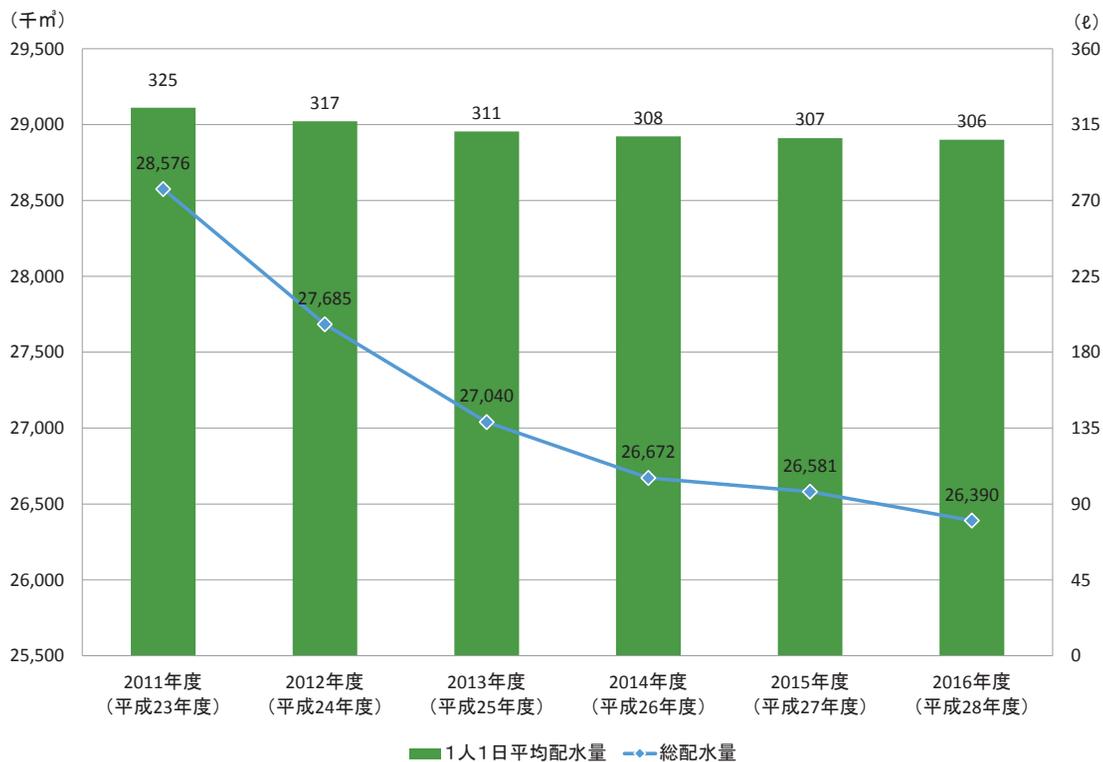
成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①水質基準適合率	100% 2016年度（平成28年度）	100% 2022年度（平成34年度）	水道法に定められた水質基準項目に適合し、水質基準項目以外についても良好な成績で安全な水を常に供給することを目標とします。
②基幹管路の耐震化率	31.6% 2016年度（平成28年度）	40.7% 2022年度（平成34年度）	耐震化が図られていない基幹管路について、毎年1 km程度を耐震管に更新することを目標とします。
③*有収率	91.8% 2016年度（平成28年度）	93.5% 2022年度（平成34年度）	水道事業漏水防止対策計画で定めた計画目標値を目標とします。

主な事業	事業内容
水質管理	水道法、省令、規則などに基づく水質検査を実施し、安全な水を供給します。⇒成果指標①
配水管更新事業	耐震性に優れた強靱な水道管を布設します。⇒成果指標②
水道施設維持管理事業	市内の給、配水管は老朽化が進んでおり漏水件数も増えています。漏水箇所の早期発見と修繕の迅速な対応に努め、適切な維持管理を推進します。⇒成果指標③

市民・地域との協力

- ・水の大切さを理解し、効率的かつ有効な利用

DATA 【上水道年間総配水量および1人1日平均配水量の推移】



施策 6-5-2 環境と暮らしを支える公共下水道の充実

目的

川や道路側溝などの衛生環境を保全し、市民が快適な生活を続けることができるようにすること。

関連する行政計画 ▶ 春日部市下水道事業経営戦略

現状と課題

- 下水道は、市民の安全で快適な生活を確保し、衛生的な都市環境の保全、河川などの水質汚濁防止や浸水対策のために重要な役割を果たす必要不可欠な社会資本であり、都市施設でもあります。
- 本市の下水道については、衛生的な都市環境の保全や公共用水域の水質保全のため、引き続き、*市街化区域内における整備の早期完成を目指すほか、未接続世帯の解消を推進するなど、一層の普及率・水洗化率の向上を図っていく必要があります。
- また、事業を安定的に継続していくため、経営基盤の強化や、施設の計画的な維持管理・改修を推進する必要があります。



施策における取組

公共下水道の整備推進

- 公共下水道未整備地区の整備を計画的に推進し、*市街化区域内の早期完成を図ります。
- *土地区画整理事業や街路事業の進捗に合わせ、公共下水道の整備を進めます。

水洗化の促進

- 公共下水道未接続世帯に対し、個別訪問による水洗化啓発活動を実施し、公共下水道の普及推進を図ります。
- 水洗便所改造資金融資あっせん制度を実施し、水洗化率の向上を図ります。

下水道施設の計画的な維持管理の推進

- 長寿命化対策を踏まえた、老朽管の補強や改善を計画的に実施します。
- ポンプ場における設備等の更新を計画的に実施します。
- 下水道管きよ内の堆積物の調査や清掃、不明水の調査や改善などを実施し、良好な下水道施設の維持管理を行います。

下水道施設の地震対策の推進

- 大規模地震時の液状化被害を最小限にするための対策を計画的に実施します。
- 大規模地震時の揺れによる破損を最小限にするため、マンホールと管きよの接合部に*可とう性継手の設置を行います。

経営基盤の強化

- 下水道事業が安定的に継続できるよう「経営戦略」による計画的かつ合理的な経営を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。



成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①下水道整備率	95.7% 2016年度（平成28年度）	100% 2022年度（平成34年度）	認可面積2,288.5haの整備を2022年度（平成34年度）までに100%とすることを目標とします。
②水洗化率	94.5% 2016年度（平成28年度）	95.7% 2022年度（平成34年度）	2015年度（平成27年度）から2016年度（平成28年度）の伸び率0.2ポイントを考慮し、2022年度（平成34年度）までに95.7%とすることを目標とします。

主な事業	事業内容
下水道築造事業	公共下水道の整備を促進し、河川への生活排水および工場排水の流出を減少させ、公衆衛生の向上に努めるとともに水質保全を図ります。⇒成果指標①
公共下水道普及推進事業	公共下水道未接続世帯などに対し、水洗化を推進し下水道普及率の向上を図ります。⇒成果指標②

市民・地域との協力

- ・下水道事業の理解と、供用区域における水洗化への協力

DATA 【下水道整備率および水洗化率の推移】

